

つたえる予防びるば

事業所の方へ 消防用設備等の点検・報告を行っていますか？

消防用設備等の点検ってなに？

消防用設備等の点検とは、火災時に備えて設置されている消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などが正常に機能するかどうかを定期的に確認することです。点検をすることで、万が一の火災時に機器が確実に作動し、火災による被害を最小限に抑えるための重要な措置です。

どんな建物が対象？

不特定多数が入り出するお店や病院などの特定防火対象物や一定規模の事務所、工場や共同住宅などで一般的な住宅を除く建物には消防用設備等の設置が義務付けられています。また、設置されている建物の所有者等はこの消防用設備等を点検して最寄りの消防署に報告を忘れずに行ってください。

特定防火対象物

飲食店・百貨店
ホテル・病院など



非特定防火対象物

事務所・工場など



どんな消防用設備等が対象？

主な設備には以下のものがあります。

- ・ 消火器
- ・ 屋内・屋外消火栓設備
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 誘導灯・誘導標識
- ・ スプリンクラー設備
- ・ 非常放送設備…etc



点検後の報告を
行いましょう



どれくらいの頻度で点検・報告するの？

- ・ 機器点検は6ヶ月に1回実施します。
- ・ 総合点検は1年に1回実施します。

		特定防火対象物	非特定防火対象物
点検	機器点検 (6ヶ月に1回)	○	○
	総合点検 (1年に1回)	○	○
点検結果報告	最終点検後 おおむね15日以内	1年に1回	3年に1回

点検結果報告は最寄りの消防署に直接、郵送又は、電子申請で報告してください。

どんな点検するの？

- ・ 設備に破損がないか、設置場所は適切か？
- ・ 火災時に、正常に作動するか？
- ・ 配線や作動確認、連動のチェックなどを点検します。

点検報告をしないとどうなる？

点検や報告を怠った場合、行政指導や命令、罰則の対象となることがあります。事業所を訪れた方や従業員の方の命や財産を守るため確実に点検と報告を行いましょう。

消防用設備等点検アプリ

アプリからイラストや写真を用いた案内により、対象となる消防用設備等が消防法令に規定する点検の基準に適合しているかどうかを確認します。その点検結果を消防法令に定められた報告書様式のPDFファイルとして出力することができるものです。



総務省消防庁ヘルンク



住民の皆さんへ 住宅用火災警報器の取付けを消防署員がお手伝いします！

対 象

- (1) 65歳以上の方のみの世帯
- (2) 身体等に障害があり自ら設置することが困難な方のみの世帯
- (3) その他、自ら設置することが困難と認められる世帯

申 込

最寄りの消防署・分署
にご連絡ください

郡山地方広域
消防組合ウェブ
サイトヘルンク



確 認 事 項

住宅用火災警報器は
ご自身で準備してくだ
さい

取付け当日は立ち合い
をお願いします